

# 財団法人しまね国際センター寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人しまね国際センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を島根県松江市殿町8番地3に、従たる事務所を同県浜田市熱田町2135番地2に置く。

(目 的)

第3条 センターは、県民の幅広い国際交流活動、国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及び活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する活動の支援及び事業の企画・実施
- (2) 国際協力に関する活動の支援及び事業の企画・実施
- (3) 民間国際交流団体等との連絡・調整
- (4) 県内在住外国人に関する事業の企画・実施
- (5) 海外移住者及び海外県人会等在外関係機関との連絡・調整
- (6) 収入印紙及び島根県収入証紙並びに写真販売等に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 寄附金員
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 センターの財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、地方債の証書貸付けの方法により地方公共団体に貸し付け、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、島根県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 センターの事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、島根県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 センターの事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長

が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、毎会計年度終了後3月以内に島根県知事に報告しなければならない。

(特別会計)

第13条 センターは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第14条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(役員の種類別)

第15条 センターに、次の役員を置く。

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| (1) 理事長                    | 1人        |
| (2) 副理事長                   | 1人        |
| (3) 常務理事                   | 1人        |
| (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) | 7人以上12人以内 |
| (5) 監事                     | 2人        |

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、経営委員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において互選する。

3 理事、監事及び経営委員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、センターの業務を議決し、執行する。

5 監事は、この寄附行為に定めるもののほか、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び経営委員会において、それぞれ理事現在数及び経営委員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。

2 前項の場合においては、理事会及び経営委員会の議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 前項の場合において、センターの運営に関する重要な事項「事業計画」「収支予算」「収支決算」等については、理事長はあらかじめ経営委員会の議決を得なければならない。

(開催)

第23条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請

求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長又は理事の中から理事長が指名する者がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に特別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

2 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、文書を送付して賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保持しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が記名捺印しなければならない。

## 第5章 経営委員及び経営委員会

(経営委員)

第29条 センターに、経営委員15人以上20人以内を置く。

2 経営委員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 経営委員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「経営委員」と読み替えるものとする。

(経営委員会)

第30条 経営委員会は、経営委員をもって構成する。

2 経営委員会は、理事長が招集する。

3 経営委員会の議長は、経営委員会において互選する。

4 経営委員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、意見を述べる。

5 経営委員会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるものは、それぞれ「経営委員会」及び「経営委員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるもののほか、経営委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第6章 賛助会員

(賛助会員)

第31条 センターの趣旨に賛同する団体及び個人を、賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、別に定める会費を負担するものとする。

3 賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第7章 事務局

第32条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の許可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第35条 センターが解散のとき有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、島根県知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 補 則

(委任)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(昭和37年3月15日 設立許可)

(昭和37年3月24日 法人設立)

附 則

(一部変更、昭和56年12月18日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。

附 則

(一部変更、平成元年11月1日認可)

- 1 この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。
- 2 主務官庁の認可のあった日の前日において変更前の寄附行為（以下「旧寄附行為」という。）の規定に基づく役員であった者の任期は、旧寄附行

為第16条第1項の規定にかかわらず、主務官庁の認可のあった日に満了するものとする。

- 3 この寄附行為の変更後の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、旧寄附行為第14条第2項の規定により推薦された者をもって充てる。ただし、理事長の職務は、この寄附行為変更後最初に開催される理事会の日までの間については、この寄附行為の改正前において会長であった者が行う。

#### 附 則

(一部変更、平成3年2月27日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。

#### 附 則

(一部変更、平成5年12月9日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。

#### 附 則

(一部変更、平成7年7月25日認可)

この寄附行為の変更は、平成7年8月1日から効力を生じる。

#### 附 則

(一部変更、平成9年5月30日認可)

この寄附行為の変更は、平成9年6月1日から効力を生じる。ただし、変更後の第7条第2項の規定は、平成9年5月1日から適用する。

#### 附 則

(一部変更、平成11年6月10日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。

#### 附 則

(一部変更、平成15年3月10日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。ただし、変更後の第2条の規定は、平成15年9月1日以降に適用する。

附 則

(一部変更、平成15年6月25日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。ただし、第2条の変更にあつては、平成15年9月1日に移転する。

附 則

(一部変更、平成16年2月19日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。

附 則

(一部変更、平成18年2月24日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。

附 則

(一部変更、平成18年3月30日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。

附 則

(一部変更、平成20年4月1日認可)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から効力を生じる。